

包括的経済連携に関する基本方針

平成22年11月9日 閣議決定

1 我が国を取り巻く環境と高いレベルの経済連携推進

我が国は、今、「歴史の分水嶺^{れい}」とも呼ぶべき大きな変化に直面している。世界経済は、新興国経済が急激に発展する一方、我が国の相対的地位は趨勢^{すう}的に低下するという構造的な変化が進んでいる。また、WTOドーハ開発アジェンダ交渉の妥結を通じた国際貿易ルールの強化が今後とも重要であるが、ラウンド交渉の行方が不透明の中、主要貿易国間において高いレベルのEPA / FTA網が拡大している。しかし、こうした動きの中、我が国の取組は遅れている。

このような状況の下、我が国の貿易・投資環境が他国に劣後してしまうと、将来の雇用機会が喪失してしまうおそれがある。我が国として、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に示されている「強い経済」を実現するためには、市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済関係を深化させ、我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築していくことが必要である。

かかる認識の下、「国を開き」、「未来を拓く」ための固い決意を固め、これまでの姿勢から大きく踏み込み、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色^{そん}のない高いレベルの経済連携を進める。同時に、高いレベルの経済連携に必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進する。

取り分け農業分野は、単に貿易自由化により最も影響を受けやすい分野であるばかりではなく、農業従事者の高齢化、後継者難、低収益性等を踏まえれば、将来に向けてその持続的な存続が危ぶまれる状況にあり、競争力向上や海外における需要拡大等我が国農業の潜在力を引き出す大胆な政策対応が不可欠である。

特にアジア太平洋地域は我が国にとって、政治・経済・安全保障上の最重

要地域であり、この地域の安定と繁栄は死活的な問題である。アジア太平洋自由貿易圏（ＦＴＡＡＰ）は、我が国と切れ目のないアジア太平洋地域を形成していく上で重要な構想であり、取り分け本年はＡＰＥＣ議長として、同構想の実現に向けた道筋をつけるため強いリーダーシップを発揮することが必要である。

このため具体的には、アジア太平洋地域内の二国間ＥＰＡ、広域経済連携及びＡＰＥＣ内における分野別取組の積極的な推進に向け主導的な役割を果たし、アジア太平洋地域における２１世紀型の貿易・投資ルール形成に向けて主導的に取り組む。

２ 包括的経済連携強化に向けての具体的取組

我が国を取り巻く国際的・地域的環境を踏まえ、我が国として主要な貿易相手国・地域との包括的経済連携強化のために以下のような具体的取組を行う。特に、政治的・経済的に重要で、我が国に特に大きな利益をもたらすＥＰＡや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す。

（１）アジア太平洋地域における取組

アジア太平洋地域においては、現在交渉中のＥＰＡ交渉（ペルー及び豪州）の妥結や、現在交渉が中断している日韓ＥＰＡ交渉の再開に向けた取組を加速化する。同時に、日中韓ＦＴＡ、東アジア自由貿易圏構想（ＥＡＦＴＡ）、東アジア包括的経済連携構想（ＣＥＰＥＡ）といった研究段階の広域経済連携や、現在共同研究実施中のモンゴルとのＥＰＡの交渉開始を可及的速やかに実現する。

さらに、アジア太平洋地域においていまだＥＰＡ交渉に入っていない主要国・地域との二国間ＥＰＡを、国内の環境整備を図りながら、積極的に推進する。ＦＴＡＡＰに向けた道筋の中で唯一交渉が開始している環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。

以上の取組を着実に実施するため、「アジア太平洋自由貿易圏実現に向けた閣僚会合（仮称）」を開催し、政府を挙げて取り組む。

（２）アジア太平洋地域以外の主要国・地域に対する取組

アジア太平洋地域以外の最大の貿易パートナーであるＥＵとの間では、現在、共同検討作業を実施中であるが、早期にＥＵとの交渉に入るための調整を加速する。そのために国内の非関税措置への対応を加速する。また、現在交渉中の湾岸協力理事会（GCC）との交渉の促進に努める。

（３）その他の国・地域との取組

ドーハ開発アジェンダ交渉、アジア太平洋地域の地域統合及び主要国との経済連携強化の取組などの進捗状況を見極めつつ、その他のアジア諸国、新興国、資源国等との関係においても、経済的観点、さらには外交戦略上の観点から総合的に判断の上、EPAの締結を含めた経済連携関係の強化を積極的に推進する。

３ 経済連携交渉と国内対策の一体的実施

主要国・地域との間での高いレベルの経済連携強化に向けて、「国を開く」という観点から、農業分野、人の移動分野及び規制制度改革分野において、適切な国内改革を先行的に推進する。

（１）農業

高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、内閣総理大臣を議長とし、国家戦略担当大臣及び農林水産大臣を副議長とする「農業構造改革推進本部（仮称）」を設置し、平成23年6月めどに基本方針を決定する。さらに、同本部において、競争力強化などに向けた必要かつ適切な抜本的国内対策並びにその対策に要する財政措置及びその財源を検討し、中長期的な視点を踏まえた行動計画を平成23年10月めどに策定し、早急に実施に移す。

その際、国内生産維持のために消費者負担を前提として採用されている関税措置等の国境措置の在り方を見直し、適切と判断される場合には、安定的な財源を確保し、段階的に財政措置に変更することにより、より透明性が高い納税者負担制度に移行することを検討する。

(2) 人の移動

看護師・介護福祉士等の海外からの人の移動に関する課題にどう取り組むかについては、「新成長戦略」に掲げる「雇用・人材戦略」の推進を基本としつつ、国内の人口構造の将来の動向や、国民の雇用への影響、海外からの要請、さらには我が国経済発展及び社会の安定の確保も踏まえながら検討する。そのための検討グループを国家戦略担当大臣の下に設置し、平成23年6月までに基本的な方針を策定する。

(3) 規制制度改革

国を開き、海外の優れた経営資源を取り込むことにより国内の成長力を高めていくと同時に、経済連携の積極的展開を可能にするとの視点に立ち、非関税障壁を撤廃する観点から、行政刷新会議の下で平成23年3月までに具体的方針を決定する。

(以上)

食と農林漁業の再生推進本部及び 食と農林漁業の再生実現会議の体制について

食と農林漁業の再生実現会議 = 諮問機関

議長：総理大臣

副議長：国家戦略大臣 農林水産大臣

構成員：官房長官、総務大臣、財務大臣、
外務大臣、経済産業大臣
+ 民間有識者

報告



指示



副大臣級幹事会

食と農林漁業の再生推進本部
= 決定機関

本部長：総理大臣

副本部長：国家戦略大臣
農林水産大臣

構成員：全大臣

検 討 項 目

(素 案)

- 1 持続可能な経営実現のための農業改革のあり方
- 2 戸別所得補償制度のあり方
- 3 農林水産業の成長産業化のあり方
- 4 消費者ニーズに対応した食品供給システムのあり方
- 5 E P A 推進への対応

平成22年11月30日、政府「食と農林漁業の再生実現会議」資料。

現在、副大臣級の幹事会で各項目ごとに有識者ヒアリングを実施するなど、政府全体で検討中。

今後のスケジュールについて

	幹事会	実現会議
12 月	第 1 回 今後の進め方	第 1 回実現会議
1 月	論点 1：持続可能な経営実現のための 農業改革のあり方 (原則ヒアリング 2 回、意見交換 1 回)	実現会議 (幹事会からの報告等) ↓ 随時開催
2 月	論点 2：消費者ニーズに対応した 食品供給システムのあり方 (原則ヒアリング 2 回、意見交換 1 回)	
3 月	論点 3：戸別所得補償制度のあり方 (原則ヒアリング 2 回、意見交換 1 回)	
4 月	論点 4：農林水産業の成長産業化の あり方 (原則ヒアリング 2 回、意見交換 1 回)	
5 月	- 基本方針の策定に向けた議論 - 公開ヒアリング、現地視察等 ↓	実現会議 (基本方針素案)
6 月		実現会議 (基本方針策定)

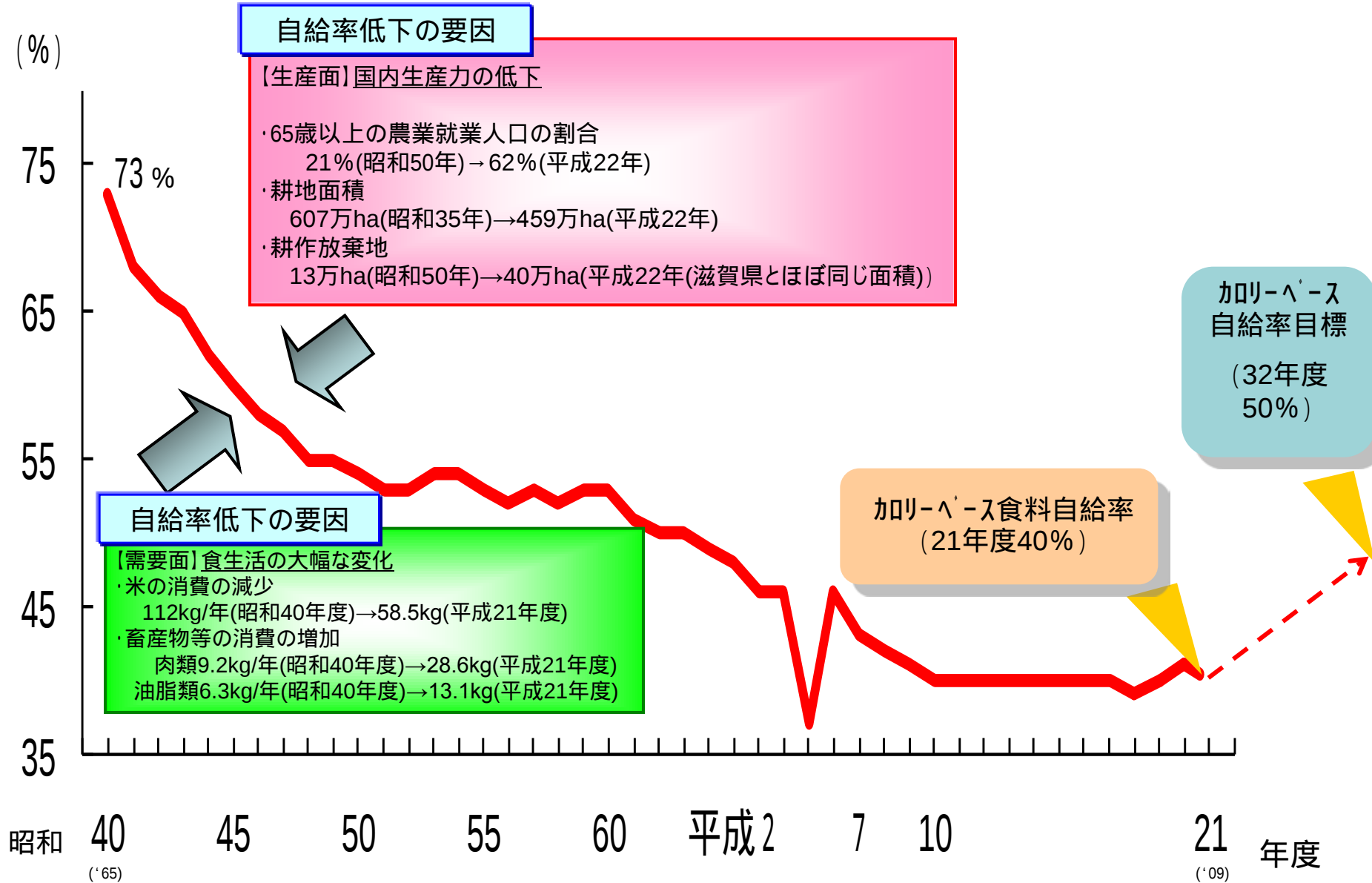
平成 22 年 11 月 30 日、政府「食と農林漁業の再生実現会議」資料。

農林水産業の現状について

平成 23 年 1 月

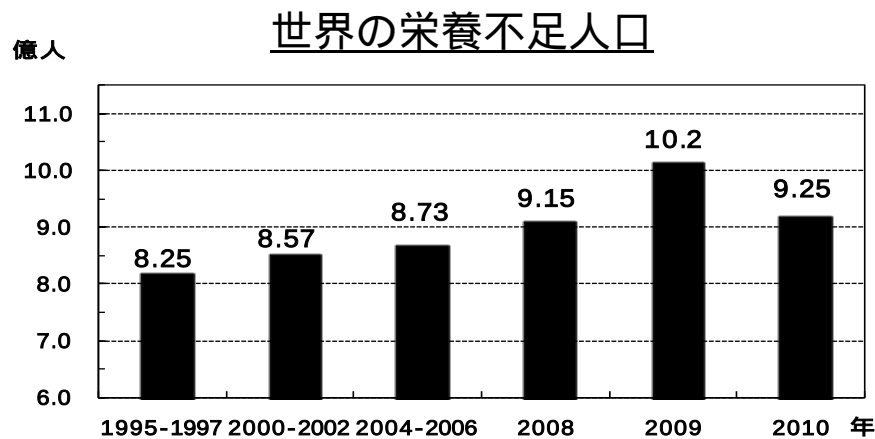
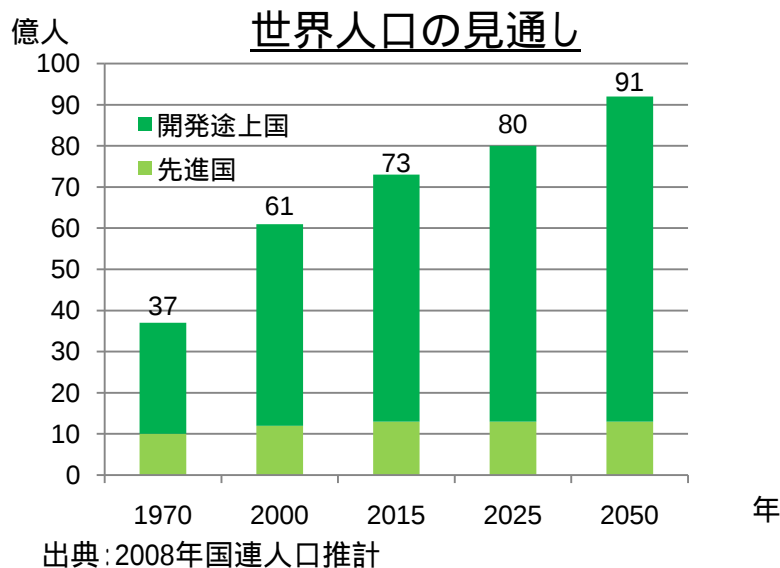
農林水産省

カロリーベース食料自給率の推移

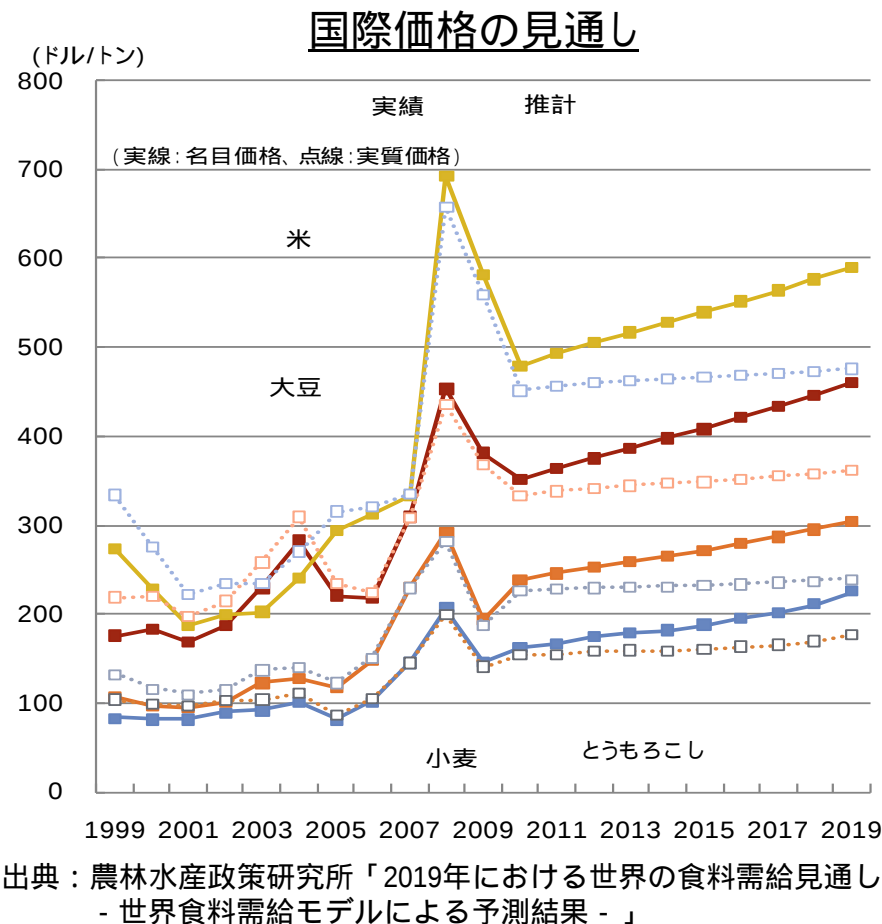


世界の食料需給の見通し

- 人口増加等に伴う消費の増加に生産が追いつかず、需給がひっ迫した状態が継続する見通しであり、食料価格は今後高止まりするとの予測。



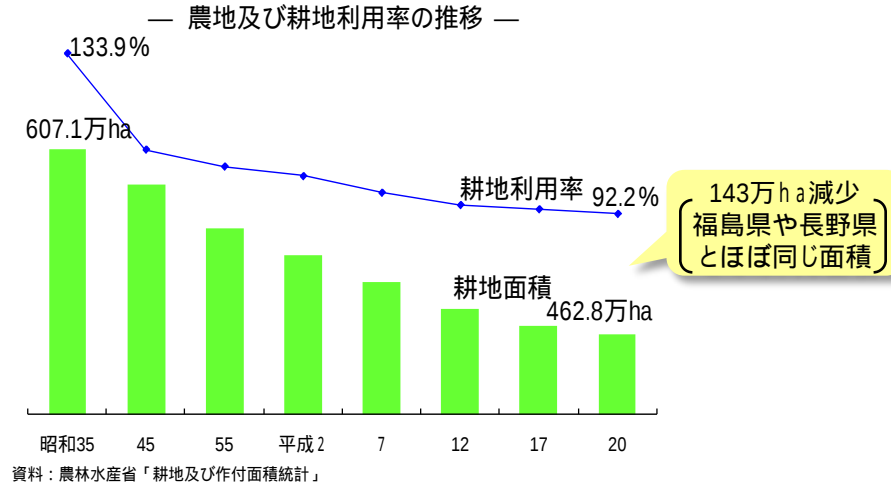
出典: FAO 「The State of Food Insecurity in the World 2009」



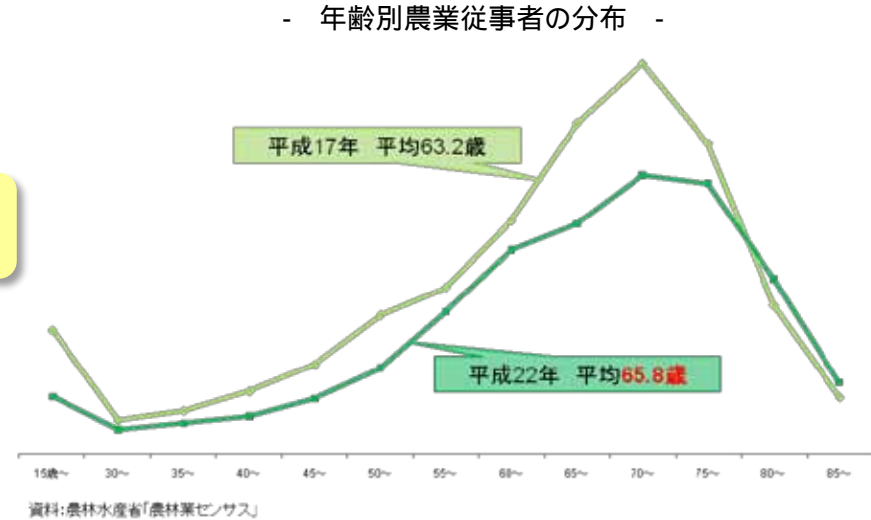
我が国農業・農村が直面する課題

- 我が国の農業・農村は、農地の減少、農業者の高齢化、農村の疲弊など、ここ十数年で危機的な状況が一層深刻化し、**この15年間で農業所得は半減**。

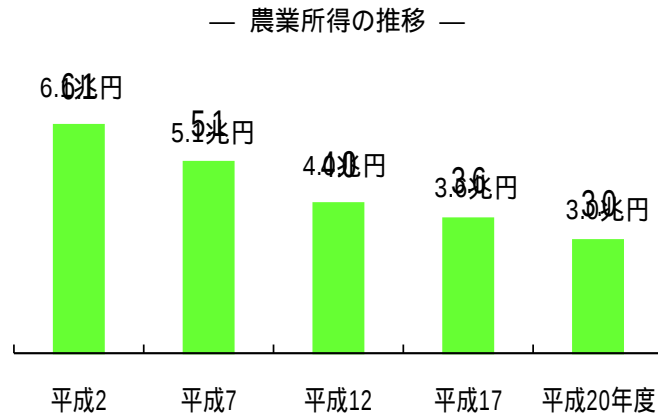
【45年間で農地は約2割減少】



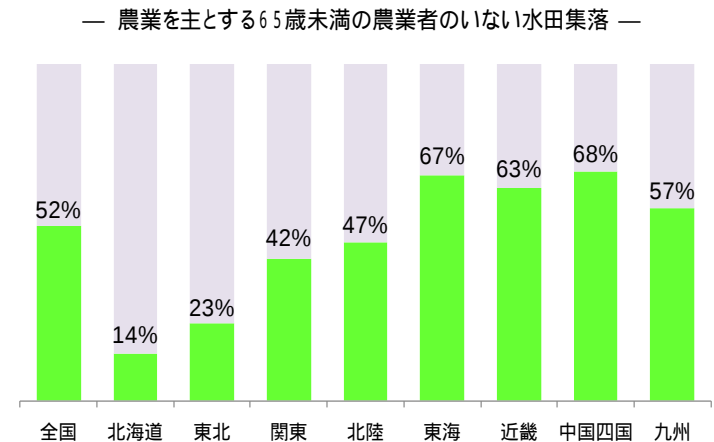
【平均年齢は65歳と高齢化、後継者も育っていない】



【15年間で農業所得は半減】



【全国で担い手がいない地域が半数以上】



注：農業純生産とは、「農業総生産 - 固定資本減耗（減価償却引当額 + 災害額） - 間接税 + 経常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

1戸当たりの経営耕地面積の展望

1戸当たりの経営耕地面積の展望

	平成2年	7年	12年	17年	21年	32年 (展望)
販売農家 ^{*1}	1.4 ha	1.5 ha	1.6 ha	1.8 ha	1.9 ha	2.6 ha
増加率(年率)		(1.2%)	(1.3%)	(1.9%)	(2.7%)	
主業農家 ^{*2}	-	3.2 ha	3.9 ha	4.4 ha	5.1 ha	7.7 ha
増加率(年率)		-	(3.9%)	(4.4%)	(5.1%)	

(参考) 諸外国との比較

	日本 (平成21年)	米国 (19年)	EU(27) (19年)	ドイツ	フランス	イギリス	豪州 (19年)
農家一戸当たりの農地面積(ha)	1.9	198.1	13.5	45.7	55.8	58.8	3023.7

*1 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家

*2 農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

出典: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」(同統計を元に算出)、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、USDA“2008 Agricultural Statistics”、EU“Agriculture in the European Union Statistical and Economic Information 2008”、豪州“Australian Commodity Statistics 2009”

現 状

食料供給上の危機

産業としての農業の持続性の危機

食料自給率 49%(H元) → 40% (H21)
就業人口 414万 (H7) → 261万 (H22)

カロリーベースでの食料自給率

3つの柱で食料自給率目標50%の達成に向け農業の競争力を強化

◎ 戸別所得補償制度の導入

意欲ある者が農業に安心して参入し、営農できる環境整備

◎ 農山漁村の6次産業化

販売価格の向上(加工、直売)、販売量の増加(輸出、エネルギー等新市場開拓)で経営所得の増加

◎ 消費者ニーズに適った生産体制への転換

品質、食の安全・安心、環境などの消費者ニーズに適った農業生産を促進し、国産農産物の優位性を向上



森林・林業再生プランの実施について

現 状

- 施業放棄森林の増加
- 形骸化している森林計画制度
- 計画がなくとも補助事業が受けられ、バラバラな森林施業を実施
- 丈夫で簡易な路網整備への対応の遅れ
- 計画的な人材育成策の欠如
- コンクリートや外材に需要を奪われ続けてきた川下

森林・林業再生プラン (平成21年12月25日公表)

今後10年間を目途に、森林・林業を早急に再生していくための**指針**。

森林・林業の再生に向けた 改革の姿

森林・林業基本政策検討委員会
でとりまとめた森林・林業再生に向けた**設計図**。

第3回森林・林業再生プラン推進本部
(平成22年11月30日予定)

新成長戦略「21の国家
戦略プロジェクト」
(平成22年6月18日閣議
決定)の中に「森林・林業
再生プラン」を位置づけ

10年後の姿

木材自給率50%以上

中山間地域での雇用拡大・経済活性化
森林の多面的機能の発揮

目指すべき姿

集約化、路網整備、人材育成

- 集約化を進め、丈夫で簡易な路網整備と搬出間伐を一体的に推進。
- 集約化や搬出間伐に限定して支援する森林管理・環境保全直接支払制度の創設
- 日本型フォレスターをはじめ、集約化を推進する人材や現場の技術者・技能者など必要な人材の育成

森林計画制度の見直し

- 森林計画制度の見直しによる適正な施業の確保

木材資源の活用

- 公共建築物木材利用促進法に基づく木材利用の推進
- 木質バイオマス利用の拡大
- 国産材の安定供給体制の構築

国有林の貢献

- 国有林は、安定供給体制づくり、フィールド・技術を活用した人材育成を推進

具体的な対策

平成22年度に前倒しで着手

- 搬出間伐と路網整備の加速化
- 公共建築物における木材利用の推進等を予備費及び補正予算により対応

平成23年度予算概算要求へ反映

- 森林管理・環境保全直接支払制度
- 森林づくり主導人材育成対策
- 地域材供給倍増対策等の推進

元気な日本復活特別枠
「森林・林業再生プラン推進総合対策」555億円を要望

平成23年度税制要望へ反映

- 経営の継続等を確保するための山林相続税・贈与税の特例措置
- 地球温暖化対策税の創設に当たり、その用途にバイオマス、森林整備等を位置づけ

必要な法制度の改正 (平成23年通常国会)

- 森林計画制度の見直し等に係る森林法改正法案を次期通常国会に提出予定

水産政策の新たな展開

- 排他的経済水域
 - 漁業生産量
 - 一人あたり食用魚介類供給量
 - 食用魚介類自給率
- 世界第6位(国土面積の12倍、450万平方キロメートル)
 世界第5位(中国、インドネシア、インド、ペルーに次ぐ)
 世界第1位(人口百万人以上の国と比較。2位以下ボルトガル、韓国、ノルウェー、マレーシア。)
 平成21年 62% (平成29年目標 65%)

水産資源の管理・回復

- 漁業生産量ピーク時から半減
(S59は1,282万トン→H21は543万トン)
- 資源水準が低位にあるものが4割
〔84系群のうちマイワシ、ニシン等34系群(H22)〕

- 適切な資源管理
 - ・漁業許可制度
 - ・漁獲可能量制度(TAC)
 - ・資源回復計画
 の適切な組合せ
- 魚礁等による漁場整備
- 藻場・干潟の保全
- 有害生物対策(大型クラゲ等)
- 種苗放流
- ベースとなる資源調査・評価

漁業経営の安定

- 燃油価格の高騰
H16.3 H20.8 H22.11
43円/L → 125円/L → 70円/L
- 漁船高齢化
船齢20年以上が50%(通常15年程度で更新)
- 漁業者数減少
〔漁業就業者数 H15 23.8万人→H21 21.2万人〕
〔65歳以上のシェア H15 33.3%→H21 35.8%〕

- 本格的な所得補償制度を導入(23年度概算要求中)
- 適切な資源管理と漁業経営の安定を図るため、
 ・収入安定対策 漁業共済・積立ぶらす
 ・コスト対策 燃油・養殖用配合飼料の高騰対策を充実。
- 融資・保証の充実による自由な経営展開を支援
 - 漁業への新規就業の促進
(就業相談会や現場での長期研修等、きめ細かなサポート)

国際交渉

- 世界の漁業・養殖業生産量
2008年は1億5,916万トン
(1960年の4倍)
- 国際的な資源管理が大きな課題に
- 日本の基本的な考え方
科学的根拠に基づく
資源管理を推進
- WTOルール交渉
適切な漁業管理の下での漁業
補助金は必要と主張

産地手取りの向上 と消費拡大

- 価格について
産地で割安、消費地で割高との指摘
- 1人1日当たり食用魚介類摂取量
H10 H20
魚 95.9g → 78.5g(2割減)
肉 77.5g → 77.7g
(H18,H19に肉と魚が逆転)

- 新規販路の開拓等
- 流通の効率化・高度化 (市場を核とした流通拠点の整備)
- 低・未利用資源の活用
- 魚食の普及
- 安全・安心の確保(流通の全段階を通じた品質・衛生対策の推進)

活力ある 漁村の維持

- 低い漁業所得
沿岸漁家漁業所得 251万円(H21)
- 下水道普及率51.2%(小都市67.6%)
- 特に離島は条件不利

- 生産・生活基盤の整備 (防災対策等)
- 6次産業化の推進(水産加工、都市との交流等)
- 離島漁業再生支援交付金(離島集落の漁業再生活動の支援)